

## 8. 保育料について

### 保育料の決め方

毎月の保育料は、世帯の「**区民税の所得割額**」に基づき、決定します。  
参照する「**区民税の所得割額**」の年度は、毎年9月に切り替わります。

#### 【区民税の所得割額】

- 「所得割額」に「税額控除」を足した金額です。
- 税額控除とは、寄附金税額控除、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除のことです。

#### 【算定期間】

- 令和4年4月～8月分の保育料→令和3年度の区民税の所得割額（令和2年中の所得により算出）により算出
- 令和4年9月～令和5年8月分の保育料→令和4年度の区民税の所得割額（令和3年中の所得により算出）により算出

- 認可保育園では、区立・私立ともに、計算方法は同じです。
- 「保育短時間認定」の保育料は、「保育標準時間認定」の98.3%です。
- 毎月1日現在、保育施設に在籍している場合は、登園日数・時間に関わらず、その月分の保育料を負担していただきます。保育料は、日割り計算をしないため、月の途中で退園しても1か月分の保育料がかかります。
- 食物アレルギー等でお弁当をお持ちいただいた場合や、やむを得ず長期欠席になった場合でも同額の保育料がかかります。
- 延長保育を利用する場合は、通常の保育料のほかに、延長保育料（P72参照）を負担していただきます。
- 保育施設入所後、婚姻された場合は、婚姻月の翌月から保育料が変更となります。離婚された場合は、離婚月と住民基本台帳に登録されている住所が配偶者と別になった月の遅い方の翌月から保育料が変更となります。提出書類については、保育サービス課までお問い合わせください。
- 施設によっては、保育料以外に諸経費（制服代・スイミング代・行事費等）がかかる場合がありますので、各園にお問い合わせください。

### 保育料通知について

保育園へ新たに入園する方

→入所する月の前月末日までに決定し、通知にてお知らせいたします。ただし、スケジュールは変更になる場合があります。また、他の区市町村で課税されている場合は通知が遅れることがあります。

保育園へ通園中の方

→年2回通知をします。4月から8月分の保育料通知が3月下旬頃、9月から翌年3月分の保育料通知が8月下旬頃に届きます。

### 保育料無償化について

- 令和元年10月から、3歳～5歳児クラスの認可保育施設の保育料が無償化されました。また、0歳～2歳児クラスの住民税非課税世帯のお子さんも無償となります。ただし、延長保育料や実費は引き続き有償です。
- 認可保育施設の無償化にあたり、保護者の手続き等は必要ありません。
- 認可保育園のほか、認定こども園（保育の利用に係る部分）・地域型保育事業（小規模保育園、家庭福祉員、居宅訪問型保育事業、事業所内保育園）も対象となります。認証保育所等、認可保育施設以外の無償化については、P84をご覧ください。
- 板橋区民で認可保育施設をご利用の場合（区外の認可保育施設を含む）、給食費はかかりません。他自治体民で板橋区の認可保育施設をご利用の方の給食費については、お住まいの自治体の基準によります。

## 多子世帯の負担軽減について

1番目のお子さんは「第1子」欄の保育料、2番目のお子さんは「第2子」欄の保育料(P76参照)、3番目以降のお子さんの保育料は、無料になります。なお、お子さんが同世帯であれば、手続きの必要はありません。

就学や療養のために、住民基本台帳上、別の世帯・住所に監護するきょうだいがいる場合、事実関係のわかる書類や生計を一にしていることがわかる書類等で確認ができれば多子計算の対象とします。該当のお子さんがある場合は、入園相談係までご相談ください。

## 保育料の納入方法

### ●認可保育園の場合

- ・保育料の支払期限は、毎月末です(月末が土・日・祝日の場合は金融機関の翌営業日)。
- ・保育料は、口座振替にて納入してください。
- ・すでに上のお子さんで口座振替を利用していても、新規に入所した下のお子さんは、新たに手続きが必要です。

### ●地域型保育施設・認定こども園の場合

保育料の支払期限・方法は、各施設により異なります。入所決定後、各施設へお問い合わせください。保育料は月額のため、日割りで計算することができません。

## ひとり親世帯等の負担軽減について

下記①～③の世帯のうち、区民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合、第1子は「第2子」の保育料に、第2子以降は保育料が無料となります。

- ①ひとり親の世帯
- ②以下の手帳または証書を所持している方がいる世帯  
身体障害者手帳、愛の手帳、特別児童扶養手当証書、障害基礎年金証書、精神障害者保健福祉手帳
- ③要介護認定を受けている方がいる世帯

## 保育園の運営と保護者負担(保育料)について

認可保育施設は、保育料と公費(国費、都費、区費)によって運営しています。

また、保育料は、世帯収入に応じ、国が額を設定しており(以下「国基準徴収額」という。)、国基準徴収額の一部を板橋区が負担することにより、利用世帯の負担軽減を図っています。

認可保育施設の運営経費は、令和2年度において273億853万円でした。保育の質の向上や、施設の安定した運営の持続のため、その額は年々増加傾向にあります。そのため、保育料についても、適正な額について定期的な見直しを図っています。

0～2歳児クラスの保育料表(月額/円) 3、4、5歳児クラスについては無償(0円)となります。

「保育短時間認定」の保育料は、「保育標準時間認定」の98.3%です。

施設		認可保育園・認定こども園(保育園枠)・ 小規模保育園A型・事業所内保育園 (保育所型・A型)の保育料				小規模保育園B型・家庭福祉員・ ベビールーム・ 事業所内保育園(B型)の保育料 <small>※豊島由香家庭福祉員は、給食未実施のため、 表の料金の8割の金額となります。</small>			
階層	区民税の所得割額	第1子		第2子		第1子		第2子	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護等	0	0	0	0	0	0	0	0
B	所得割: 非課税 均等割: 非課税	0	0	0	0	0	0	0	0
C1	所得割: 非課税 均等割: 課税	3,000	2,940	1,200	1,170	2,400	2,350	960	930
C2	1円～4,999円	3,500	3,440	1,400	1,370	2,800	2,750	1,120	1,090
C3	5,000円～48,599円	4,100	4,030	1,640	1,610	3,280	3,220	1,310	1,280
D1	48,600円～53,699円	8,500	8,400	3,400	3,360	6,800	6,720	2,720	2,680
D2	53,700円～70,199円	10,400	10,300	4,160	4,120	8,320	8,240	3,320	3,290
D3	70,200円～86,099円	12,000	11,800	4,800	4,720	9,600	9,440	3,840	3,770
D4	86,100円～122,099円	18,700	18,400	7,480	7,360	14,960	14,720	5,980	5,880
D5	122,100円～158,099円	23,100	22,700	9,240	9,080	18,480	18,160	7,390	7,260
D6	158,100円～180,599円	26,200	25,700	10,480	10,280	20,960	20,560	8,380	8,220
D7	180,600円～198,599円	28,600	28,100	11,440	11,240	22,880	22,480	9,150	8,990
D8	198,600円～216,599円	31,100	30,600	12,440	12,240	24,880	24,480	9,950	9,790
D9	216,600円～234,599円	33,500	32,900	13,400	13,160	26,800	26,320	10,720	10,520
D10	234,600円～250,299円	35,900	35,300	14,360	14,120	28,720	28,240	11,480	11,290
D11	250,300円～259,299円	38,100	37,500	15,240	15,000	30,480	30,000	12,190	12,000
D12	259,300円～268,299円	40,100	39,400	16,040	15,760	32,080	31,520	12,830	12,600
D13	268,300円～277,299円	42,300	41,600	20,720	20,380	33,840	33,280	16,570	16,300
D14	277,300円～286,299円	44,200	43,500	21,650	21,310	35,360	34,800	17,320	17,040
D15	286,300円～295,299円	46,400	45,600	22,730	22,340	37,120	36,480	18,180	17,870
D16	295,300円～304,299円	48,000	47,200	23,520	23,120	38,400	37,760	18,810	18,490
D17	304,300円～313,299円	50,200	49,300	24,590	24,150	40,160	39,440	19,670	19,320
D18	313,300円～358,299円	54,400	53,500	27,200	26,750	43,520	42,800	21,760	21,400
D19	358,300円～403,299円	60,800	59,800	30,400	29,900	48,640	47,840	24,320	23,920
D20	403,300円～448,299円	66,500	65,400	33,250	32,700	53,200	52,320	26,600	26,160
D21	448,300円～528,999円	71,100	69,900	35,550	34,950	56,880	55,920	28,440	27,960
D22	529,000円～656,699円	72,100	70,900	36,050	35,450	57,680	56,720	28,840	28,360
D23	656,700円～765,699円	73,200	72,000	36,600	36,000	58,560	57,600	29,280	28,800
D24	765,700円～874,699円	74,300	73,000	37,150	36,500	59,440	58,400	29,720	29,200
D25	874,700円～	75,300	74,000	37,650	37,000	60,240	59,200	30,120	29,600

## 保育料の減額について

保育料減額基準表(次頁参照)の各条件に該当する場合、申請により保育料の減額ができます。

減額の申請をするときは、「保育費用徴収金減額申請書」と該当する必要書類をご用意のうえ、保育サービス課入園相談係にご提出ください。書類が不足している場合は、減額することができません。

減額申請書は、保育サービス課入園相談係窓口のほかに、各認可保育園、赤塚・志村福祉事務所にもあります。また、区ホームページからもダウンロードできます。

### 《注意点》

- 条件に該当しても、当初に決定している階層によっては減額にならない場合もあります。
- 減額申請は申請日(受理日)の翌月から適用します。遡及はできません。また、内容によっては9月からの適用となります。
- 減額になる場合、減額事由に応じて保育料階層が下がり、保育料が減額されます。  
二つ以上の条件に該当する場合は、最も減額される階層幅が大きい条件一つを適用します。階層がどの程度下がるかは、減額事由や決定されている階層、計算結果等で異なるため、あてはまる事由すべてをご申請ください。

減額事例	該当減額基準表
赤ちゃんが生まれました (入所となる児童でも申請可)	条件番号8に該当します。 →令和3年中に生まれた場合… 申請日の翌月から令和4年8月まで適用します。 →令和4年中に生まれた場合… 令和4年9月以降に、申請日の翌月から令和5年8月まで適用します。
家族が障害者手帳を持っています	条件番号11に該当します。
会社が倒産して失業しました	条件番号9に該当します。
別居していた祖父母が要介護5の認定を受けたので同世帯になりました	条件番号8又は11に該当します。 →この場合は計算後、どちらか有利な条件での減額となります。

## 児童本人の病気・けがによる保育料の免除

児童本人が病気・けが等の理由で1か月以上休むときは、通園を一時停止することができますので、お早めに保育サービス課入園相談係までご相談ください。一時停止の申請をする場合は、保育所入所停止申請書と医師の診断書や入院計画書等が必要です。この場合、申請日の翌月から2か月間を限度としてその期間(停止期間)の保育料は免除となります。なお、2か月間以降も病気・けが等が続き一時停止をする場合は、再度申請が必要となります。

停止事例	通園中の児童が、6月15日から8月31日まで入院することになりました。
6月15日に停止申請をした場合、7月1日～8月31日の2か月間を限度として、保育料は免除となります(9月1日以降は再度申請が必要)。なお、認められた停止期間中は通園できません。	

## 0～2歳児クラスの保育料減額基準表

※令和3年8月1日時点の基準表です。今後変更となる場合があります。

申請の際は、**「保育費用徴収金減額申請書」**と下記の添付書類をご提出ください。

番号	条件	添付書類 ※コピー可
1	生活保護及び中国残留邦人等支援給付世帯になったとき	生活保護受給証明書
2	その年の世帯の収入額が生活保護法の基準に満たないとき	なし
3	今年度分の住民税が免除となったとき	住民税の減免可否決定通知書
4	住民税の徴収が猶予又は納期が延期されたとき	住民税の徴収猶予の決定通知書
5	今年度分の住民税が均等割以下に減額されたとき	住民税の減免通知・住民税課税証明書等
6	災害又は盗難等による損失が生じたとき (認定及び範囲は所得税法の例による)	損失金額がわかる資料・保険金等で補填される金額のわかる資料
7	高額医療費がかかったとき (認定及び範囲は所得税法の例による)	支払った医療費がわかる資料・保険金等で補填される金額がわかる資料
8	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき (子どもが生まれたときや離婚して年度途中から子どもを扶養に入れることになった等) (入所となる児童でも申請可)	なし ※出産の場合は、出産後にご提出ください。出産前の場合は受付ができません。
9	その世帯の稼働者が失業したとき	離職日がわかる資料・退職所得にかかる住民税額がわかる資料
10	世帯の前3か月の平均収入月額が前年の平均収入月額より1割以上低額になったとき(賞与を除く)(育児休業の取得による収入の減少を除く)	直近3か月分の給与明細(父母分)・前年分の賞与の明細(父母分)
11	同一世帯に次のいずれかに該当する方がいるとき 1 障がい者 ① 身体障がい者(児) 1級～3級 (身体障害者福祉法第15条に定める手帳所持者) ② 知的障がい者(児) 1度～4度 (東京都愛の手帳交付要綱に定める手帳所持者) ③ 精神障がい者(児) 1級～3級 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める手帳所持者) 2 特殊疾病患者(医療券により確認できる者) 3 要介護3以上の者	該当する手帳・介護保険証・特殊疾病の医療券・マル都医療券等
12	以上の条件によりがたいもので、天災のり災者等特に必要と認められるとき	り災証明等

※1月～8月末の間に条件番号6・7・8・10のいずれかの条件に該当し、8月末までに申請されたものについては、申請日の翌月とは限らず、9月からの適用となります。

※1月～8月は、「前年の」を「前々年の」と、「その年」を「その年の前年」と読み替えるものとします。

※4月～8月は、条件番号3・5の「今年度分」を「前年度分」と読み替えるものとします。